

台湾の個人情報保護法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 制定の経緯

II 法律の概要

1 構成

2 主な内容

3 施行が延期された規定

おわりに

翻訳：個人情報保護法

はじめに

2010年4月27日、台湾立法院で個人情報保護法（中国語では「個人資料保護法」⁽¹⁾）が可決、成立し、同年5月26日に公布された。この法律は、1995年8月11日から施行されていたコンピュータ処理個人情報保護法⁽²⁾（以下「旧法」という。）をその題名を含めて改正し、規定の内容を大幅に拡充したものである。旧法では、個人情報保護の対象となる範囲が特定業種のコンピュータ処理に限られていたため、社会生活全般にわたる個人情報の保護について包括的に定めた法律が制定されたのは、台湾ではこれが初めてである。しかし、いくつかの規定については、内容が不十分であるという指摘や、産業界に与える影響が大きすぎるとする反対意見も根強く、施行に向けての調整が難航した。そのため、異論の多かった2か条を除いて2012年

10月1日から施行し、施行を延期した2か条については、検討を継続することになった。

本稿では、台湾の個人情報保護法について制定の経緯と法律の概要を略述し、その全文を翻訳する。

I 制定の経緯

旧法は、経済協力開発機構（OECD）が定めた個人情報保護に関するOECD8原則⁽³⁾を踏まえて制定された。その制定目的は、個人情報のコンピュータ処理に対する法的規制により、人格権の侵害を防止し、同時に、個人情報の合理的な利用を促進することであった。旧法の適用範囲は、公務機関（法に基づいて公権力を行使する中央又は地方の機関）以外では、①信用調査業者及び個人情報のコンピュータ処理を主要業務とする団体又は個人、②病院、学校、電気通信事業者、金融業者、証券業者、保険業者及びマスメディア、③法務部が指定するその他の事業者、団体又は個人に限られていた。

近年、台湾においても高度情報化が一段と進展し、コンピュータを利用した個人情報の処理は特定の業種に限らず一般的なものとなり、扱われる個人情報の量も飛躍的に増加した。しかし、旧法に規定された業種以外の企業や個人は法的規制の対象とされず、また、旧法はコンピュータ処理に限定したものであるため、個人情報の保護が十分とは言えなかった。旧法の規

(1) 「個人資料保護法」法務部全國法規資料庫〈<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=I0050021>〉以下、インターネット情報は2013年9月12日現在である。

(2) 「電腦處理個人資料保護法」法務部全國法規資料庫〈http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawOldVer_Vaild.aspx?PCODE=I0050021〉

(3) 1980年9月23日にOECD理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」の中で述べられている個人情報の取扱いに関する8項目の基本原則。

定では、保護すべき個人情報の内容やその範囲にも曖昧な部分があり、過剰反応や混乱が生じることもあった。

このような状況の下で、行政院は旧法を個人情報の保護に関する包括的な内容の法律に改正するための検討に着手した。法案の作成にあたっては、1995年に採択されたEUデータ保護指令(95/46/EC)⁽⁴⁾や日本、ドイツ等の個人情報保護法が参照された。法案の立法院での審議は2008年2月から始まり、第3読会までの審議を経て2010年4月27日に可決、成立した。

II 法律の概要

1 構成

個人情報保護法は、旧法より11か条多い全6章56か条から成る。その構成は、次のとおりである。

第1章：総則(第1条～第14条)、第2章：公務機関による個人情報の収集、処理及び利用(第15条～第18条)、第3章：非公務機関による個人情報の収集、処理及び利用(第19条～第27条)、第4章：損害賠償及び団体訴訟(第28条～第40条)、第5章：罰則(第41条～第50条)、第6章：附則(第51条～第56条)。

2 主な内容

(1) 立法趣旨

個人情報保護法は、個人情報の収集、処理及び利用について規範を確立し、人格権の侵害を防ぎ、個人情報の合理的な利用を促進することを目的としている(第1条)。

(2) 個人情報の定義

個人情報とは、自然人の氏名、生年月日、国

民身分証統一番号、旅券番号、特徴、指紋、婚姻、家族、学歴、職業、病歴、医療、遺伝子、性生活、健康検査、犯罪歴、連絡先、財務状況、社会活動及びその他の直接的又は間接的に当該個人を識別することができる情報をいう(第2条)。

(3) 適用範囲

全ての自然人、法人その他の団体が個人情報を収集し、処理し又は利用する場合について、その情報媒体が電子であるか紙であるかを問わず、この法律が適用される(第2条)。なお、単に個人又は家庭で用いることを目的とするものなどには適用されない(第51条)。

(4) 個人情報の当事者の権利

個人情報の当事者は、その個人情報について、①照会又は開示、②複製物の交付、③追加又は訂正、④収集、処理又は利用の停止、⑤削除を求める権利が保障される(第3条)。

(5) 当事者への告知及び合理的利用の義務

個人情報の収集、処理又は利用にあたっては、当事者に告知しその同意を得ることを原則とする(第8条、第9条)。また、当事者の権利利益を尊重し、誠実で信用のある方法によらなければならない(第5条)。なお、マスメディアがニュース報道における公共の利益を目的として収集した個人情報など、当事者への告知義務が免除される場合についても具体的な規定が設けられている(第9条第2項)。

(6) 損害賠償及び罰則

損害賠償に関しては、財団法人又は公益社団法人が20人以上の当事者を代表して訴訟を提

(4) 正式名称は「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会指令95/46/EC」(Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data.)

起する団体訴訟の制度が導入されている（第34条～第40条）。また、旧法と比べて罰則が強化され、特に営利目的の法律違反行為の厳罰化が図られている（第41条、第42条）。企業等の非公務機関が過料に処される時は、その代表権者も同額の過料に処する旨の規定も設けられた（第50条）。

(7) 企業の責任

企業における個人情報の取扱いについては、保有する個人情報に関する安全保護措置、他人から間接的に収集した個人情報に関する本人への告知義務を始めとして、企業に対し旧法の規定より厳しい義務が課されている（第19条、第20条、第27条、第47条、第48条、第54条）。

3 施行が延期された規定

個人情報保護法の施行日については、第56条の規定に基づき、2か条を除いて2012年10月1日から施行することが行政院により決定された⁽⁵⁾。施行が延期されたのは、医療、遺伝子、性生活、犯罪歴等に関する個人情報の収集、処理及び利用をいくつかの例外を除いて禁じた第6条と、法律の施行前に他人から間接的に収集した個人情報に関する告知義務について定めた

第54条である。この2か条は、社会への影響が大きく運用面にも課題があるため、必要な改正が行われることになっている。

おわりに

2012年8月30日、行政院は施行が延期されることになった第6条、第54条の改正を中心とする個人情報保護法改正案を決定し、同年9月6日立法院に提出した⁽⁶⁾。この改正案では、第6条について、収集等を禁じた個人情報に病歴を加え、特例の適用を受けるための要件も追加した。第54条については、1年以内という告知期限を改め、この条文の施行後初めてその個人情報を利用するときに告知を行うことができるとした。そのほか、営利を目的としないでこの法律の関係規定に違反した場合の罰則が削除された。立法院では、これとは別に立法委員から複数の改正案が提出されており、今後の審議の行方が注目される。

参考文献

- ・「個人資料保護法（01829）」立法院國會圖書館
〈<http://lis.ly.gov.tw/lghhtml/lawstat/version2/01829/0182999042700.htm>〉

（おかむら しご）

(5) 「行政院指定個人資料保護法除第6條、第54條外，其餘條文定自101年10月1日施行」法務部新聞稿 2012年9月28日 〈<http://www.moj.gov.tw/public/Attachment/29281832281.pdf>〉

(6) 「行政院院會通過「個人資料保護法修正草案」」法務部新聞稿 2012年8月30日 〈<http://www.moj.gov.tw/public/Attachment/283017522847.pdf>〉

個人情報保護法

個人資料保護法

(総統令華総一義字第 09900125121 号 2010 年 5 月 26 日公布)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 公務機関による個人情報の収集、処理及び利用
- 第 3 章 非公務機関による個人情報の収集、処理及び利用
- 第 4 章 損害賠償及び団体訴訟
- 第 5 章 罰則
- 第 6 章 附則

第 1 章 総則

第 1 条 個人情報の収集、処理及び利用について規範を確立し、人格権の侵害を防ぎ、かつ個人情報の合理的な利用を促進するため、特にこの法律を制定する。

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報とは、自然人の氏名、生年月日、国民身分証統一番号、旅券番号、特徴、指紋、婚姻、家族、学歴、職業、病歴、医療、遺伝子、性生活、健康検査、犯罪歴、連絡先、財務状況、社会活動及びその他の直接的又は間接的に当該個人を識別することができる情報をいう。
- (2) 個人情報ファイルとは、システムに基づいて構築され、自動化された機器又は自動化されない方法により検索し及び整理することができる個人情報の集合をいう。
- (3) 収集とは、何らかの方法により個人情報

を取得することをいう。

- (4) 処理とは、個人情報を構築し又は利用するために情報の記録、入力、保存、編集、訂正、複製、検索、削除、出力、リンク又は内部送信を行うことをいう。
- (5) 利用とは、収集した個人情報を処理以外の形で使用することをいう。
- (6) 国際送信とは、個人情報を国（地域）を越えて処理し又は利用することをいう。
- (7) 公務機関とは、法に基づいて公権力を行使する中央又は地方の機関又は行政法人をいう。
- (8) 非公務機関とは、前号に定めるもの以外の自然人、法人その他の団体をいう。
- (9) 当事者とは、個人情報の本人をいう。

第 3 条 当事者がその個人情報についてこの法律の規定に基づいて行使する権利で次の各号に掲げるものは、事前に放棄し又は特別の約定により制限してはならない。

- (1) 照会又は開示請求
- (2) 複製物の交付の請求
- (3) 追加又は訂正の請求
- (4) 収集、処理又は利用の停止の請求
- (5) 削除の請求

第 4 条 公務機関又は非公務機関の委託を受けて個人情報を収集し、処理し又は利用するものは、この法律の適用範囲内においては、当該委託機関とみなす。

第 5 条 個人情報の収集、処理又は利用は、当

事者の権利利益を尊重し、誠実で信用のある方法によりこれを行わなければならない、特定目的に必要な範囲を超えてはならず、かつ、収集の目的との間に正当で合理的な関連のあるものでなければならない。

第6条 医療、遺伝子、性生活、健康検査及び犯罪歴に関する個人情報、収集し、処理し又は利用してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法律に明文の規定があるとき。
- (2) 公務機関による法定職務の執行又は非公務機関による法定義務の履行に必要な場合であって、適切な安全保護措置が講じられているとき。
- (3) 当事者が自ら公開し又は既に合法的に公開されている個人情報であるとき。
- (4) 公務機関又は学術研究機関が医療、衛生又は犯罪予防を目的として、統計の作成又は学術研究のために必要な個人情報で、かつ、所定の手続を経て収集し、処理し又は利用するものであるとき。

前項第4号の個人情報の収集、処理又は利用の範囲、手続その他遵守事項についての規則は、中央政府の目的事業主管官庁が法務部と協議して定める。

第7条 第15条第2号及び第19条第5号における書面による同意とは、当事者がこの法律に規定する告知すべき事項について収集者から告知を受けた後、書面により許諾の意思表示を行うことをいう。

第16条第7号及び第20条第1項第6号における書面による同意とは、当事者が特定目的以外の利用の目的、範囲及び同意の可否がその権利利益に与える影響について収集者から明確な告知を受けた後、書面により単独で

意思表示を行うことをいう。

第8条 公務機関又は非公務機関が第15条又は第19条の規定に基づいて当事者から個人情報を収集するときは、当事者に対し次の各号に掲げる事項を明確に告知しなければならない。

- (1) 公務機関又は非公務機関の名称
- (2) 収集の目的
- (3) 個人情報の種別
- (4) 個人情報の利用の期間、地域、対象及び方法
- (5) 当事者が第3条の規定に基づいて行使できる権利及びその方法
- (6) 当事者が個人情報を提供するかどうか自由に選択することができるときは、これを提供しないことがその権利利益に与える影響

次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の告知を免除することができる。

- (1) 法律の規定に基づいて告知を免除することができるとき。
- (2) 個人情報の収集が公務機関による法定職務の執行又は非公務機関による法定義務の履行に必要なとき。
- (3) 告知が公務機関による法定職務の執行を妨害するとき。
- (4) 告知が第三者の重大な利益を妨害するとき。
- (5) 当事者が告知すべき内容を十分に知っているとき。

第9条 公務機関又は非公務機関が第15条又は第19条の規定に基づいて当事者の提供によらない個人情報を収集するときは、処理又は利用の前に、当事者に対し個人情報の出所及び前条第1項の第1号から第5号までの事

項を告知しなければならない。

次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の告知を免除することができる。

- (1) 前条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
- (2) 当該個人情報当事者が自ら公開し又は既に合法的に公開されているものであるとき。
- (3) 当事者又はその法定代理人に告知することができないとき。
- (4) 公共の利益に基づき統計の作成又は学術研究の目的のために必要な個人情報で、かつ、当該情報が提供者による処理を経た後又は収集者によるその開示方法により、特定の当事者を識別することができないとき。
- (5) マスメディアがニュース報道における公共の利益を目的として個人情報を収集したとき。

第1項の告知は、当事者の個人情報が初めて利用されるときに、併せて行うことができる。

第10条 公務機関又は非公務機関は、当事者の請求により、その収集した個人情報について、照会に回答し、開示し又はその複製物を交付しなければならない。ただし、当該個人情報が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国の安全、外交及び軍事機密、マクロ経済の利益その他国の重大な利益を害するものであるとき。
- (2) 公務機関による法定職務の執行を妨害するものであるとき。
- (3) 当該収集機関又は第三者の重大な利益を害するものであるとき。

第11条 公務機関又は非公務機関は、個人情

報の正確性を確保しなければならない。かつ、職権で又は当事者の請求によりこれを訂正し又は追加しなければならない。

個人情報の正確性に争いがあるときは、職権で又は当事者の請求により処理又は利用を停止しなければならない。ただし、職務又は業務の執行に必要であり、かつ、その争いについて記録し又は当事者の書面による同意を得たものは、この限りでない。

個人情報収集の特定目的が消失し又は期限が満了したときは、公務機関又は非公務機関は、職権で又は当事者の請求により、当該個人情報を削除し、処理又は利用を停止しなければならない。ただし、職務又は業務の執行に必要であり、又は当事者の書面による同意を得たものは、この限りでない。

この法律の規定に違反して個人情報を収集し、処理し又は利用するものは、職権で又は当事者の請求により、当該個人情報を削除し、収集、処理又は利用を停止しなければならない。

公務機関又は非公務機関の責に帰すべき事由により訂正又は追加が行われていない個人情報は、訂正又は追加を行った後、当該情報を利用した者にこれを通知しなければならない。

第12条 公務機関又は非公務機関がこの法律の規定に違反し、個人情報を窃取し、漏えいし、改ざんし又はその他の侵害を行ったときは、調査究明した後、適切な方法で当事者に通知しなければならない。

第13条 公務機関又は非公務機関が第10条の規定に基づいて当事者の請求を受理したときは、15日以内にその諾否を決定しなければならない。この期間は、必要に応じて延長することができる。ただし、その期間は、15

日を超えてはならない。また、延長の理由を書面により当該請求人に通知しなければならない。

公務機関又は非公務機関が第11条の規定に基づいて当事者の請求を受理したときは、30日以内にその諾否を決定しなければならない。この期間は、必要に応じて延長することができる。ただし、その期間は30日を超えてはならない。また、延長の理由を書面により当該請求人に通知しなければならない。

第14条 個人情報照会し、若しくは開示請求を行い、又はその複製物を交付するときは、公務機関又は非公務機関は、必要な実費を徴収することができる。

第2章 公務機関による個人情報の収集、処理及び利用

第15条 公務機関による個人情報の収集又は処理は、第6条第1項に規定する情報を除くほか、特定目的を有し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 法定職務の執行に必要とされる範囲内であること。
- (2) 当事者の書面による同意があること。
- (3) 当事者の権利利益を侵害していないこと。

第16条 公務機関による個人情報の利用は、第6条第1項に規定する情報を除くほか、法定職務の執行に必要とされる範囲内において行い、かつ、収集の特定目的に適合するものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、特定目的以外の目的のためにこれを利用することができる。

- (1) 法律に明文の規定があるとき。

- (2) 国の安全の維持又は公共の利益の増進のために行うとき。
- (3) 当事者の生命、身体、自由又は財産上の危険を回避するために行うとき。
- (4) 他人の権利利益の重大な侵害を防止するために行うとき。
- (5) 公務機関又は学術研究機関が公共の利益に基づき統計の作成又は学術研究のために必要な個人情報で、かつ、当該情報が提供者による処理を経た後又は収集者によるその開示方法により、特定の当事者を識別することができないとき。
- (6) 当事者の権利利益を利するものであるとき。
- (7) 当事者の書面による同意があるとき。

第17条 公務機関は、次の各号に掲げる事項をウェブサイトで公開し、その他適切な方法により広く一般の閲覧に供しなければならない。当該事項に変更があった場合も同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 保有機関の名称及び連絡先
- (3) 個人情報ファイルを保有する根拠及び特定目的
- (4) 個人情報の種別

第18条 公務機関が個人情報ファイルを保有するときは、その安全保護に関する専任の担当者を指定し、個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏えいを防止しなければならない。

第3章 非公務機関による個人情報の収集、処理及び利用

第19条 非公務機関による個人情報の収集又は処理は、第6条第1項に規定する情報を除くほか、特定目的を有し、かつ、次の各号に

掲げる場合のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- (1) 法律に明文の規定があること。
- (2) 当事者と契約関係又は準契約関係があること。
- (3) 当該個人情報当事者が自ら公開し又は既に合法的に公開されているものであること。
- (4) 学術研究機関が公共の利益に基づき統計の作成又は学術研究のために必要な個人情報で、かつ、当該情報が提供者による処理を経た後又は収集者によるその開示方法により、特定の当事者を識別することができないこと。
- (5) 当事者の書面による同意があること。
- (6) 公共の利益に関係すること。
- (7) 個人情報が一般に利用可能な情報源から取得されたものであること。ただし、当事者が当該情報の処理又は利用を禁止することについて、より保護されるべき重大な利益が明らかに存在する場合は、この限りでない。

個人情報を収集し又は処理する者が前項第7号ただし書の規定により当該情報の処理又は利用が禁止されていることを知り、又はこれについて当事者から通知を受けたときは、職権で又は当事者の請求により、当該個人情報を削除し、処理又は利用を停止しなければならない。

第20条 非公務機関が個人情報を利用するときは、第6条第1項に規定する情報を除くほか、収集の特定目的の達成に必要な範囲内においてこれを行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、特定目的以外の目的のためにこれを利用することができる。

- (1) 法律に明文の規定があるとき。

- (2) 公共の利益の増進のために行うとき。
- (3) 当事者の生命、身体、自由又は財産上の危険を回避するために行うとき。
- (4) 他人の権利利益の重大な侵害を防止するために行うとき。
- (5) 公務機関又は学術研究機関が公共の利益に基づき統計の作成又は学術研究のために必要な個人情報で、かつ、当該情報が提供者による処理を経た後又は収集者によるその開示方法により、特定の当事者を識別することができないとき。
- (6) 当事者の書面による同意があるとき。

非公務機関が前項の規定により個人情報を利用して営業活動を行う場合において、当事者がその営業活動に対する不同意を表明したときは、直ちに当該個人情報を利用した営業活動を停止しなければならない。

非公務機関が初めて営業活動を行うときは、当事者に営業活動に対する不同意を表明する方法を提供し、かつ、当該表明に必要な費用を支払わなければならない。

第21条 非公務機関が個人情報を国際送信する場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、中央政府の目的事業主管官庁は、これを制限することができる。

- (1) 国の重大な利益に関わるとき。
- (2) 国際条約又は協定に特別の規定があるとき。
- (3) 接受国において個人情報の保護についての十分な法規がなく、当事者の権利利益が侵害されるおそれがあるとき。
- (4) 第三国（地域）を経由して個人情報を送信することにより、この法律の適用を回避しようとするとき。

第22条 中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府が個人情報ファイルの安

全保護、業務終了後の当該情報の処理、国際送信の制限その他通常の業務検査を執行するために必要があると認め、又はこの法律の規定に違反するおそれがあるときは、職務執行証明書を携帯した人員を派遣し、立入検査を行い、かつ、関係者に必要な説明、検査への協力又は関係資料の提出を行うよう命じることができる。

中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府が前項の検査を行うときは、押収し若しくは証拠とすることができる個人情報又はそのファイルを差押え又は複製することができる。差押え又は複製すべきものについては、その所有者、保有者又は保管者に提出又は引渡しを求めることができる。正当な理由なく提出及び引渡しを拒絶し、又は差押え若しくは複製に抵抗するときは、当該非公務機関の権利利益の損害が最少となる方法によって強制的にこれを行うことができる。

中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府が第1項の検査を行うときは、情報技術、電気通信又は法律の専門家を帯同し、共同でこれを行うことができる。

第1項及び第2項の立入り、検査又は処分に対しては、非公務機関及びその関係者はこれを忌避し、妨害し又は拒絶することができない。

検査に参加する人員は、検査を通じて知り得た他人の情報について守秘義務を負う。

第23条 前条第2項の差押物又は複製物は、封印し又は標識を付し、かつ、適切な処置を行わなければならない。運搬又は保管が難しいものは、監視人を置き又は所有者その他適切な者に保管させることができる。

差押物又は複製物を保存する必要がなくなったとき又は罰則を適用しないことが決定し若しくは押収することが決定していないと

きは、これを返還しなければならない。ただし、押収が必要であり又は他の事件の調査のために保留するものは、この限りでない。

第24条 非公務機関、物品の所有者、保有者、保管者又は利害関係者であって前2条の要求、強制、差押え又は複製について不服があるものは、中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府に異議を申し立てることができる。

中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府は、前項の異議申立てについて理由があると認めるときは、当該処分を直ちに停止し又は変更しなければならない。理由がないと認めるときは、当該処分の執行を継続することができる。当該異議申立人の求めがあったときは、異議申立ての理由について記録を作成しこれを交付しなければならない。

中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府による前項の決定について不服があるものは、本案の決定に対し不服申立てをする場合に限り、これに併せて不服申立てを行うことができる。ただし、第1項の者が法に基づいて本案の決定に対し不服申立てを行うことができないときは、単独で第1項の処分について行政訴訟を直接提起することができる。

第25条 非公務機関がこの法律の規定に違反したときは、中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府は、この法律の規定に基づいて過料に処するほか、あわせて次の各号に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 個人情報の収集、処理又は利用を禁止すること。
- (2) 処理した個人情報ファイルの削除を命じること。
- (3) 違法に収集した個人情報を押収し又は破

棄を命じること。

(4) 非公務機関の違法実態、並びに当該機関の名称及び責任者を公表すること。

中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府が前項の処分を行うときは、この法律の規定に対する違反を防止するために必要な範囲内において、当該非公務機関の権利利益の損害が最も少ない方法によりこれを行わなければならない。

第 26 条 中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府は、第 22 条の規定に基づく検査の後、この法律の規定に違反する事実が見つからないときは、当該非公務機関の同意を得て、その検査結果を公表することができる。

第 27 条 非公務機関が個人情報ファイルを保有するときは、適切な安全措置を講じ、個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏えいを防止しなければならない。

中央政府の目的事業主管官庁は、非公務機関を指定して個人情報ファイル安全保護計画又は当該業務終了後の個人情報処理方法を策定させることができる。

前項の計画及び処理方法の基準等関係事項についての規則は、中央政府の目的事業主管官庁がこれを定める。

第 4 章 損害賠償及び団体訴訟

第 28 条 公務機関がこの法律の規定に違反して、個人情報の不法な収集、処理、利用その他当事者の権利を侵害したときは、損害賠償責任を負う。ただし、損害が天災、事変その他不可抗力によるときは、この限りでない。

被害者は、財産上の損害でないものについても、それに相当する金額の賠償を請求することができる。その名誉が侵害されたときは、あわせて名誉を回復するための適切な処分を求めることができる。

前 2 項の場合において、被害者がその実際の損害額を証明することが困難又は不可能であるときは、状況に応じ 1 人 1 事件につき 500 台湾ドル⁽¹⁾以上 2 万台湾ドル以下の範囲内で被害を算定するよう裁判所に求めることができる。

同一の原因又は事実により多数の当事者の権利が侵害された事件について当事者が損害賠償を求めるときは、その合計の最高額は、2 億台湾ドルを上限とする。ただし、その原因又は事実に関し加害者の得た利益が 2 億台湾ドルを上回るときは、当該利益を上限とする。

同一の原因又は事実による損害の総額が前項の金額を上回るときは、被害者の受ける賠償金額は、第 3 項に規定する 1 人 1 事件につき最低賠償金額を 500 台湾ドルとする制限を受けない。

第 2 項の請求権は、譲渡し又は継承することができない。ただし、合意による損害賠償の引受け又は訴えの提起があったときは、この限りでない。

第 29 条 非公務機関がこの法律の規定に違反して、個人情報の不法な収集、処理、利用その他当事者の権利を侵害したときは、損害賠償責任を負う。ただし、故意又は過失がないことが証明できるときは、この限りでない。

前項の規定に基づいて賠償を請求するときは、前条第 2 項から第 6 項までの規定を適用する。

(1) 1 台湾ドルは約 3.3 円（2013 年 11 月 8 日現在）。

第30条 損害賠償請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者を知った時から起算して、2年間行使しないときは消滅する。損害が発生した時から起算して5年を超えるときも、同様とする。

第31条 損害賠償は、この法律の規定に基づくほか、公務機関にあっては国家賠償法の規定を適用し、非公務機関にあっては民法の規定を適用する。

第32条 この章の規定に基づいて訴訟を提起する財団法人又は公益社団法人は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 財団法人の登記財産の総額が1000万台湾ドルに達し、又は社団法人の社員の人数が100人に達していること。
- (2) 個人情報の保護が当該法人の定款に定める目的の範囲内であること。
- (3) 設立が許可されてから3年以上経過していること。

第33条 この法律の規定に基づいて公務機関に対して損害賠償訴訟を提起するときは、当該機関の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。非公務機関に対して訴訟を提起するときは、その主たる事務所若しくは主たる営業所又は登記上の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

前項の非公務機関が自然人であって、中華民国において住所がないとき又は住所が知れないときは、その中華民国における居所をその住所とみなす。住所がないとき又は住所が知れないときは、その中華民国における最終住所をその住所とみなす。最終住所がないときは、中央政府の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

第1項の非公務機関が自然人以外の法人そ

の他の団体である場合において、中華民国に主たる事務所若しくは主たる営業所がないとき又はこれらが知れないときは、中央政府の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

第34条 同一の原因又は事実により多数の当事者の権利が侵害された事件については、財団法人又は公益社団法人であって損害を受けた20人以上の当事者から書面により訴訟進行権を授与されたものは、当該法人の名義により損害賠償訴訟を提起することができる。当事者は、口頭弁論の終了前に書面により訴訟進行権の授与を撤回し、かつ、それを裁判所に通知することができる。

前項の訴訟において、裁判所は、申立てにより又は職権で、同一の原因又は事実により損害を受けた他の当事者に対し、一定期間内に前項の訴えを提起した財団法人又は公益社団法人に訴訟進行権を与え、当該財団法人又は公益社団法人に第一審の口頭弁論の終了前に判決を受けるべき事項の範囲の拡大を表明させることができることを、公告により通知することができる。

同一の原因又は事実により損害を受けたその他の当事者であって、前項の訴訟進行権の授与に関する規定によらない者も、また、裁判所が公告により通知する一定期間内に訴えを提起することができ、裁判所は、審理の併合を行うものとする。

同一の原因又は事実により損害を受けたその他の当事者は、また、裁判所に対し前項の公告を行うよう申し立てることができる。

前2項の公告は、裁判所の公告場所、インターネットその他適切な場所に掲示しなければならない。裁判所が必要と認めるときは、あわせて、公報若しくは新聞に当該公告事項の掲載を命じ、又はその他の方法によりこれ

を公告し、その費用は、国庫から支出しなければならない。

第1項の規定に基づいて提訴した財団法人又は公益社団法人であって、当該訴訟の目的の価額が60万台湾ドルを上回るものは、その超過部分について裁判費用が免除される。

第35条 当事者が前条第1項の規定に基づいて訴訟進行権の授与を撤回するときは、当該部分の訴訟手続は、当然に停止し、当該当事者は直ちに訴訟の承継を表明しなければならない。裁判所も、また職権で当該当事者に訴訟を承継するよう命じることができる。

財団法人又は公益社団法人が前条の規定に基づいて提訴した後、一部の当事者が訴訟進行権の授与を撤回したことにより訴訟当事者の残りが20人に満たなくなつたときにおいても、その訴訟当事者について引き続き訴訟手続を進行することができる。

第36条 各当事者は、第34条第1項及び第2項の損害賠償請求権については、その時効は、それぞれ個別に算定しなければならない。

第37条 財団法人又は公益社団法人は、当事者が訴訟進行権を授与した事件について、一切の訴訟行為を行う権利を有する。ただし、当事者は、当該法人による請求の放棄、訴えの取下げ又は和解を制限することができる。

前項の当事者の1人が行った制限は、その他の当事者にその効力を及ぼさない。

第1項の制限は、第34条第1項の書面において表明し、又は裁判所に文書を提出しなければならない。

第38条 当事者が第34条における訴訟の判決に不服であるときは、財団法人又は公益社団法人の上訴期間が満了する前に、訴訟進行

権の授与を撤回し、法に基づいて上訴することができる。

財団法人又は公益社団法人は判決書の正本を受け取った後、その結果を直ちに当事者に通知しなければならない。かつ、上訴するかどうかについての考えを7日以内に書面により当事者に通知しなければならない。

第39条 財団法人又は公益社団法人は、第34条に規定する訴訟の結果として得られた賠償について、訴訟に必要な費用を差し引いた後、訴訟進行権を授与した当事者に個別に交付しなければならない。

第34条第1項における訴訟を提起した財団法人又は公益社団法人は、いずれも報酬を求めてはならない。

第40条 この章の規定に基づいて訴訟を提起する財団法人又は公益社団法人は、訴訟の代理を弁護士に委任しなければならない。

第5章 罰則

第41条 第6条第1項、第15条、第16条、第19条、第20条第1項の規定に違反し、又は中央政府の目的事業主管官庁が第21条の国際送信を制限する命令又は処分により他人に損害を生じさせた者は、2年以下の有期懲役、拘留若しくは20万台湾ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

営利を目的として前項の罪を犯した者は、5年以下の有期懲役に処し、100万台湾ドル以下の罰金を併科することができる。

第42条 本人若しくは第三者の不法な利益を図り、又は他人の利益の侵害を図り、個人情報ファイルに対する違法な変更、削除その他違法な方法を用いて、個人情報ファイルの正

確性を損なうことにより他人に損害を与えた者は、5年以下の有期懲役、拘留若しくは100万台湾ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第43条 中華民國が中華民国外で中華民國民に対して前2条に規定する罪を犯した場合について、また当該各条の規定を適用する。

第44条 職務上の権力、機会又は方法を利用してこの章に掲げる罪を犯した公務員は、当該各条に規定する量刑の2分の1を限度として刑を加重する。

第45条 この章に掲げる罪は、親告罪としなければならない。ただし、第41条第2項の罪を犯したとき又は公務機関が第42条の罪を犯したときは、この限りでない。

第46条 この章に掲げる罪について他の法律においてより重い刑が科されるときは、当該規定によるものとする。

第47条 非公務機関で次の各号に掲げる違反行為のいずれかをしたものは、中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府が5万台湾ドル以上50万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、期限を定めてこれを是正するよう命じ、当該期限までにこれを是正しないときは、その都度これに罰則を適用する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 第19条の規定に違反したとき。
- (3) 第20条第1項の規定に違反したとき。
- (4) 第21条の規定に基づいて中央政府の目的事業主管官庁が国際送信を制限する命令又は処分に違反したとき。

第48条 非公務機関で次の各号に掲げる違反

行為のいずれかをしたものは、中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府が期限を定めてこれを是正するよう命じ、当該期限までにこれを是正しないときは、その都度2万台湾ドル以上20万台湾ドル以下の過料に処する。

- (1) 第8条又は第9条の規定に違反したとき。
- (2) 第10条、第11条、第12条又は第13条の規定に違反したとき。
- (3) 第20条第2項又は第3項の規定に違反したとき。
- (4) 第27条第1項の規定に違反し、又は第2項に規定する個人情報ファイル安全保護計画又は業務終了後の個人情報処理方法を策定しなかったとき。

第49条 非公務機関が正当な理由なく第22条第4項の規定に違反したときは、中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県（市）政府は、2万台湾ドル以上20万台湾ドル以下の過料に処する。

第50条 非公務機関が前3条の規定に基づいて過料に処されるときは、当該非公務機関の代表者、管理者その他その代表権を有する者は、当該違反行為について防止義務を尽くしたことが証明できる場合を除き、同額の過料に処するものとする。

第6章 附則

第51条 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この法律の規定を適用しない。

- (1) 自然人が単に個人又は家庭で用いることを目的として個人情報を収集し、処理し又は利用するとき。
- (2) 公開の場所又は公開の活動において収集

され、処理され又は利用され、その他の個人情報と関連付けられていない録画録音情報

公務機関又は非公務機関が、中華民国外において中華民国国民に対し個人情報の収集、処理又は利用を行うときについても、この法律を適用する。

第 52 条 第 22 条から第 26 条までに規定する中央政府の目的事業主管官庁又は直轄市・県(市)政府の執行権限は、所属機関に委任し、又はその他の機関若しくは公益団体に委託してこれを行うことができる。当該構成員が委任事務又は委託事務の執行により知り得た情報については、守秘義務を負う。

前項の公益団体は、第 34 条第 1 項の規定に基づいて当事者から訴訟進行権の授与を受け、当該団体の名義で損害賠償訴訟を提起してはならない。

第 53 条 この法律に規定する特定目的及び個人情報種別は、法務部と中央政府の目的事業主管官庁が協議して定める。

第 54 条 この法律の改正⁽²⁾前に当事者以外から提供された個人情報であって、第 9 条の規定に基づいて処理し又は利用する前に当事者に告知しなければならないものは、改正法の施行の日から 1 年以内に告知を完了しなければならず、期限を過ぎて告知しないで処理し又は利用するときは、第 9 条の規定に違反するものとみなす。

第 55 条 この法律の施行細則は、法務部が定める。

第 56 条 この法律の施行期日は、行政院が定める。

現行条文⁽³⁾の第 19 条から第 22 条まで及び第 43 条の削除は、公布の日から施行する。

前項の公布の日が、現行条文第 43 条第 2 項において指定された事業、団体又は個人について指定された日から 6 か月以内に登記又は許可の手続を行わなければならない期間内にあるときは、当該事業、団体又は個人は、手続の終了を申請することができ、目的事業主管官庁は、手続を終了する際に既に納付された費用を返還しなければならない。手続が既に完了しているときも、また、払戻しを申請することができる。

前項の払戻しは、納付義務者が納付した日から目的事業主管官庁が手続を終了した日まで、払戻金額について、納付した日の郵便貯金の 1 年定期金利に基づいて日割で利息を加算し、一括して返還しなければならない。手続が既に完了しているときにおいても、払戻しは、納付義務者が納付した日から目的事業主管官庁が申請を許可した日まで、同様とする。

出典

・「個人資料保護法」『總統府公報』第 6923 号
〈<http://npl.ly.gov.tw/npl/pdflaw/tw2605201001.pdf>〉

(おかむら しご)

(2) この法律は、「コンピュータ処理個人情報保護法」(中国語では「電腦處理個人資料保護法」)の全部改正法であるため、「改正」の語が用いられている。

(3) 全部改正前の法律、即ち「コンピュータ処理個人情報保護法」の条文を指す。